

第七十九回 帝國議院  
衆議院

所得稅法中改正法律案外十七件委員會議錄(速記)第三回

會 議	
昭和十七年一月二十六日(月曜日)午前十時	
十八分開議	
出席委員左ノ如シ	
委員長 勝 正憲君	
理事川崎末五郎君 理事駒井 重次君	
理事坂田 道男君 理事松永 義雄君	
出席政府委員左ノ如シ	
理事河野 密君	
青山 憲三君 井阪 豊光君	
伊藤 五郎君 卯尾田義太郎君	
宇賀 四郎君 小高長三郎君	
小野 謙一君 岡本寛太郎君	
正雄君 小畠虎之助君	
金澤	
百瀨 渡君	
田川大吉郎君	
金井 正夫君	
松田竹千代君	
眞鍋 儀十君	
森 肇君	
山本 芳治君	
川崎 克君	
村上 紅四郎君	
森田 福市君	
田方 清臣君	
豊田 收君	
加藤 鯛一君	
青木 作雄君	
小林 千秋君	
成田 一郎君	
内務省地方局長 松隈 秀雄君	
内務書記官	
大藏省主税局長	
大藏書記官	
大藏書記官	
平田敬一郎君	
本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ	
所得稅法中改正法律案(政府提出)	
法人稅法中改正法律案(政府提出)	
相續稅法中改正法律案(政府提出)	
所得稅法中改正法律案(政府提出)	
織物消費稅法中改正法律案(政府提出)	
所得稅法人稅内外地關涉法中改正法律案(政府提出)	
(政府提出)	
戰時災害國稅減免法案(政府提出)	
營業稅法中改正法律案(政府提出)	
臨時租稅措置法中改正法律案(政府提出)	
國庫出納金端數計算法中改正法律案(政府提出)	
所得稅等ノ日滿二重課稅防止ニ關スル法律案(政府提出)	
地方分與稅法中改正法律案(政府提出)	
(第三七號)	
特別法人稅法中改正法律案(政府提出)	
廣告稅法案(政府提出)	
馬券稅法案(政府提出)	
(第一九號)	
印紙稅法中改正法律案(政府提出)	
(第二八號)	
相續稅法中改正法律案(政府提出)	
(第二二號)	
第一三號	
鐵物消費稅法中改正法律案(政府提出)	
物品稅法中改正法律案(政府提出)	
(第二四號)	
電氣瓦斯稅法案(政府提出)	
(第二五號)	
廣告稅法案(政府提出)	
(第二七號)	
特别法人稅法中改正法律案(政府提出)	
(第三一號)	
營業稅法中改正法律案(政府提出)	
(第三二號)	
臨時租稅措置法中改正法律案(政府提出)	
(第三〇號)	
特別法人稅法中改正法律案(政府提出)	
(第三一號)	
馬券稅法案(政府提出)	
(第一九號)	
印紙稅法中改正法律案(政府提出)	
(第二八號)	
相續稅法中改正法律案(政府提出)	
(第二二號)	
鐵物消費稅法中改正法律案(政府提出)	
物品稅法中改正法律案(政府提出)	
(第二四號)	
電氣瓦斯稅法案(政府提出)	
(第二五號)	
廣告稅法案(政府提出)	
(第二七號)	
特別法人稅法中改正法律案(政府提出)	
(第三一號)	
營業稅法中改正法律案(政府提出)	
(第三二號)	
臨時租稅措置法中改正法律案(政府提出)	
(第三〇號)	
特別法人稅法中改正法律案(政府提出)	
(第三一號)	
馬券稅法案(政府提出)	
(第一九號)	
印紙稅法中改正法律案(政府提出)	
(第二八號)	
相續稅法中改正法律案(政府提出)	
(第二二號)	
鐵物消費稅法中改正法律案(政府提出)	
物品稅法中改正法律案(政府提出)	
(第二四號)	
電氣瓦斯稅法案(政府提出)	
(第二五號)	
廣告稅法案(政府提出)	
(第二七號)	
特別法人稅法中改正法律案(政府提出)	
(第三一號)	
營業稅法中改正法律案(政府提出)	
(第三二號)	
臨時租稅措置法中改正法律案(政府提出)	
(第三〇號)	
特別法人稅法中改正法律案(政府提出)	
(第三一號)	
馬券稅法案(政府提出)	
(第一九號)	
印紙稅法中改正法律案(政府提出)	
(第二八號)	
相續稅法中改正法律案(政府提出)	
(第二二號)	
鐵物消費稅法中改正法律案(政府提出)	
物品稅法中改正法律案(政府提出)	
(第二四號)	
電氣瓦斯稅法案(政府提出)	
(第二五號)	
廣告稅法案(政府提出)	
(第二七號)	
特別法人稅法中改正法律案(政府提出)	
(第三一號)	
營業稅法中改正法律案(政府提出)	
(第三二號)	
臨時租稅措置法中改正法律案(政府提出)	
(第三〇號)	
特別法人稅法中改正法律案(政府提出)	
(第三一號)	
馬券稅法案(政府提出)	
(第一九號)	
印紙稅法中改正法律案(政府提出)	
(第二八號)	
相續稅法中改正法律案(政府提出)	
(第二二號)	
鐵物消費稅法中改正法律案(政府提出)	
物品稅法中改正法律案(政府提出)	
(第二四號)	
電氣瓦斯稅法案(政府提出)	
(第二五號)	
廣告稅法案(政府提出)	
(第二七號)	
特別法人稅法中改正法律案(政府提出)	
(第三一號)	
營業稅法中改正法律案(政府提出)	
(第三二號)	
臨時租稅措置法中改正法律案(政府提出)	
(第三〇號)	
特別法人稅法中改正法律案(政府提出)	
(第三一號)	
馬券稅法案(政府提出)	
(第一九號)	
印紙稅法中改正法律案(政府提出)	
(第二八號)	
相續稅法中改正法律案(政府提出)	
(第二二號)	
鐵物消費稅法中改正法律案(政府提出)	
物品稅法中改正法律案(政府提出)	
(第二四號)	
電氣瓦斯稅法案(政府提出)	
(第二五號)	
廣告稅法案(政府提出)	
(第二七號)	
特別法人稅法中改正法律案(政府提出)	
(第三一號)	
營業稅法中改正法律案(政府提出)	
(第三二號)	
臨時租稅措置法中改正法律案(政府提出)	
(第三〇號)	
特別法人稅法中改正法律案(政府提出)	
(第三一號)	
馬券稅法案(政府提出)	
(第一九號)	
印紙稅法中改正法律案(政府提出)	
(第二八號)	
相續稅法中改正法律案(政府提出)	
(第二二號)	
鐵物消費稅法中改正法律案(政府提出)	
物品稅法中改正法律案(政府提出)	
(第二四號)	
電氣瓦斯稅法案(政府提出)	
(第二五號)	
廣告稅法案(政府提出)	
(第二七號)	
特別法人稅法中改正法律案(政府提出)	
(第三一號)	
營業稅法中改正法律案(政府提出)	
(第三二號)	
臨時租稅措置法中改正法律案(政府提出)	
(第三〇號)	
特別法人稅法中改正法律案(政府提出)	
(第三一號)	
馬券稅法案(政府提出)	
(第一九號)	
印紙稅法中改正法律案(政府提出)	
(第二八號)	
相續稅法中改正法律案(政府提出)	
(第二二號)	
鐵物消費稅法中改正法律案(政府提出)	
物品稅法中改正法律案(政府提出)	
(第二四號)	
電氣瓦斯稅法案(政府提出)	
(第二五號)	
廣告稅法案(政府提出)	
(第二七號)	
特別法人稅法中改正法律案(政府提出)	
(第三一號)	
營業稅法中改正法律案(政府提出)	
(第三二號)	
臨時租稅措置法中改正法律案(政府提出)	
(第三〇號)	
特別法人稅法中改正法律案(政府提出)	
(第三一號)	
馬券稅法案(政府提出)	
(第一九號)	
印紙稅法中改正法律案(政府提出)	
(第二八號)	
相續稅法中改正法律案(政府提出)	
(第二二號)	
鐵物消費稅法中改正法律案(政府提出)	
物品稅法中改正法律案(政府提出)	
(第二四號)	
電氣瓦斯稅法案(政府提出)	
(第二五號)	
廣告稅法案(政府提出)	
(第二七號)	
特別法人稅法中改正法律案(政府提出)	
(第三一號)	
營業稅法中改正法律案(政府提出)	
(第三二號)	
臨時租稅措置法中改正法律案(政府提出)	
(第三〇號)	
特別法人稅法中改正法律案(政府提出)	
(第三一號)	
馬券稅法案(政府提出)	
(第一九號)	
印紙稅法中改正法律案(政府提出)	
(第二八號)	
相續稅法中改正法律案(政府提出)	
(第二二號)	
鐵物消費稅法中改正法律案(政府提出)	
物品稅法中改正法律案(政府提出)	
(第二四號)	
電氣瓦斯稅法案(政府提出)	
(第二五號)	
廣告稅法案(政府提出)	
(第二七號)	
特別法人稅法中改正法律案(政府提出)	
(第三一號)	
營業稅法中改正法律案(政府提出)	
(第三二號)	
臨時租稅措置法中改正法律案(政府提出)	
(第三〇號)	
特別法人稅法中改正法律案(政府提出)	
(第三一號)	
馬券稅法案(政府提出)	
(第一九號)	
印紙稅法中改正法律案(政府提出)	
(第二八號)	
相續稅法中改正法律案(政府提出)	
(第二二號)	
鐵物消費稅法中改正法律案(政府提出)	
物品稅法中改正法律案(政府提出)	
(第二四號)	
電氣瓦斯稅法案(政府提出)	
(第二五號)	
廣告稅法案(政府提出)	
(第二七號)	
特別法人稅法中改正法律案(政府提出)	
(第三一號)	
營業稅法中改正法律案(政府提出)	
(第三二號)	
臨時租稅措置法中改正法律案(政府提出)	
(第三〇號)	
特別法人稅法中改正法律案(政府提出)	
(第三一號)	
馬券稅法案(政府提出)	
(第一九號)	
印紙稅法中改正法律案(政府提出)	
(第二八號)	
相續稅法中改正法律案(政府提出)	
(第二二號)	
鐵物消費稅法中改正法律案(政府提出)	
物品稅法中改正法律案(政府提出)	
(第二四號)	
電氣瓦斯稅法案(政府提出)	
(第二五號)	
廣告稅法案(政府提出)	
(第二七號)	
特別法人稅法中改正法律案(政府提出)	
(第三一號)	
營業稅法中改正法律案(政府提出)	
(第三二號)	
臨時租稅措置法中改正法律案(政府提出)	
(第三〇號)	
特別法人稅法中改正法律案(政府提出)	
(第三一號)	
馬券稅法案(政府提出)	
(第一九號)	
印紙稅法中改正法律案(政府提出)	
(第二八號)	
相續稅法中改正法律案(政府提出)	
(第二二號)	

○岡本委員 御示シニ依リマシテ大臣ニ對スル質問ニ、三ヲ保留シ、尙ホ要求シテ置キ  
マシタ資料ノ提出ヲ待ツテ質問致シタイトモノモアリマスルカラ、其ノ點カラモニ、三留保致シテ置キマス、仍テ政府委員ニ對シテ先ツ専ラ質問致シタイト思ヒマス

第一ニ御尋ネ致シマスノハ、今回ノ増稅ト生産力擴充竝ニ貯蓄増強トノ關係デアリマス、既ニ增稅ノ理由トシテ御示シニナリマシタ通り、今回ノ案ニ依リマシテモ、法人ノ留保所得ニ對スル課稅ノ輕減、或ハ減價償却ノ年限ヲ短縮シタイトカ、乃至ハ長期貯蓄ニ對スル分類所得稅ヲ輕減シタクト云フヤウナコトヲ列舉シテアリマス外ニ、尙ホ企業合同ノ場合ニ於ケル所得稅、法人稅、營業稅等ヲ大分輕減或ハ免除ニナツテ居ルヤウデアリマズ、此ノ點ハ諒ト致シマスルガ、尙ホ私茲ニ御尋ネシタイノハ、生產力擴充ト云フ點デ、租稅ヲ免除スルトカ、或ハ輕減スルトコトハ、謂ハバ消極的ノ策デアル、積極策トシテ他ニ何等カナケレバナラヌト思ヒマス、尤モ是ハ主トシテ商工省ノ方、或ハ農林省ノ方ノ御所管カト思ヒマスルガ、商工省、農林省ノミニ任シテ置カズニ、此ノ積極策ト消極策ノ租稅ニ關

○松隈政府委員 只今ノ御尋ネハ、生産力  
擴充ニ付テ政府ハ積極的、及ビ消極的ニ租  
稅ニ依ツテ助長スル政策トシテ如何ナルコ  
トヲ考ヘテ居ルカ、斯ウ云フ御尋ネデアリ  
マスルガ、時局下ニ於キマシテ生産力擴充  
ノ必要デアリマスルコトハ申上ゲルマデモ  
ナイ所デアリマシテ、是ガ爲メ關係各省ニ  
於キマシテ積極的ニ生産力ノ擴充計畫ヲ立  
テテ居ルコトモ御承知ノ通リデアリマス、  
租稅ノ部面ニ於キマシテハ、大體ニ於キマ  
シテ租稅ヲ增徵スルト云フコトハ、企業活  
動ニ或ル程度ノ影響ヲ與ヘルノデアリマス、  
隨ヒマシテ租稅ヲ通ジテノ生産力擴充政策  
ヘノ貢獻ト申シマスルモノハ、出來ルダケ  
極的部面ニ限ラレテ居ルヤウニ思フノデア  
リマス、今回直接稅ヲ中心ト致シマスル增  
徵ヲ行ヒマシタノデ、企業活動ニ相當ノ影  
響ノアリマスルコトハ否定シ難イ所デアリ  
マスルノデ、ソコデ一方ニ於テ增徵ヲ致シ  
マスルト共ニ、只今御示シノヤウニ臨時租  
稅措置法ニ於キマシテ、生産力ノ擴充政策  
ノ遂行ニ資スル爲ノ各種ノ措置ヲ講ジテ居  
ルノデアリマス、御話ニモアリマシタ通り、  
法人ガ留保所得ヲ以チマシテ、時局產業ノ  
設備ノ擴張ヲ行フト云フヤウナ場合ニ於キ  
マシテ、當該運用金ニ對シマスル租稅ヲ輕減  
致シテ居ルノデアリマスルガ、此ノ場合ニ  
於キマシテモ、現在時局產業トシテ列舉サ  
レテ居リマスルモノノミニ限ラズ、更ニ廣  
ヒマス

斯ウ云フ必要ガアルノデアリマス、ソコデ  
主税當局トシテノ見解ノミカラスルノデナ  
ク、斯ウ云フ場合ニ時局產業トシテ更ニ擴  
充スル產業ハドウ云フ産業デアルカ、サウ  
云フコトニ付キマシテハ關係省ト密接ナ連  
絡ヲ取リマス爲ニ、商工省、農林省、又企  
畫院等ト連絡ヲ十分ニ遂ゲツツアリマス  
ソレカラ時局產業ガ、新規拂込株式ノ徵收  
困難ニ陥ルト云フヤウナコトガアリマシテ  
ハ、生産力擴充ニ支障ガアリマスノデ、時  
局產業ヲ營ムモノニ付キマシテハ、新規拂  
込ノ配當率一定以下ノ場合ニハ分類所得稅  
ヲ百分ノ二輕減スルコトニ致シテ居リマス  
尙ホ政府保證社債ニ對シマスル利子ノ分  
類所得稅ノ課稅ニ當リマシテモ、地方債ト  
同様ノ課稅ヲスルコトニシテ、其ノ優遇ヲ  
圖ツテ居リマスシ、今回減價償却塲久年數  
表ヲ改訂シテ、減價償却ノ適正化ヲ圖ル、  
之ニ付キマシテモ、獨り課稅ノ見地カラノ  
ミナラズ、產業ノ助長發展ト云フ見地カラ、  
特ニ產業關係ノ各省トハ密接ナ連絡ヲ執リ  
マシテ、減價償却ノ適正化モ圖ツテ居ルヤ  
ウナ次第アリマス

對シテノ分ノ、特ニ生産力擴充ノ爲メ、或  
ハ貯蓄増強ノ爲ノ今回ノ増稅ニ對シテノ御  
處置、是ハ長期貯蓄ニ對スル分類所得稅ノ  
輕減以外ニ相當マダアルコト恩ヒマス、  
假ニ云フナラバ、食糧ノ生産力擴充ト云フ  
ガ如キハ、寧ロ法人デナスヨリモ、個人デ  
ナス方ガ餘程多イカト恩ヒマス、此ノ食糧  
關係ノ或ハ生産スルトカ、又ハ共販會社ノ  
如キ、販賣スルト云フ會社モ隨分アリマス  
ケレドモ、内實ハ個人ノモノガ最モ多イカ  
ト思ヒマス、斯ウ云フ關係ニ對シテ何等力  
御措置ニナツタカドウカ承リタイ

組合ノ斡旋ニ依ツテ致シマスル貯蓄預金、或ハ今度ハ社債ノ買入マデ擴ゲマシタガ、サウ云フ場合ニ於ケル免稅範圍ノ擴張、一方郵便貯金ノ預入ノ限度ヲ引上げ、ソレヲ見合ヒマシテ貯蓄銀行預金ノ非課稅範圍ノ擴張等ノコトヲ致シマシタノデ、是等ニ依リマシテ資金ガ蓄積サレマスレバ、其ノ資金ハ場合ニ依リ必要ナ方面ノ生産力擴充事業ニ向ケラレルコトト思ヒマス、尙ホ重要物產製造業ニ付キマシテハ、現在個人タルト法人タルトヲ問ハズ、該當ノ事業ヲ營ム者ニ對シマスル免稅ノアリマスルコトハ御承知ノ通リデアリマス。

○岡本委員 御説明ニ依リマシテ、主トシテ法人デアルト云フ事柄モ私ガ思フ事ト同ジコトデアリマス、サウ致シマスト此ノ列舉シテアル事柄ハ多クハ軍需或ハ民需ノ重要物資ニ對シテノ關係ガ最モ多カラウト思ヒマス、私ガ先刻申上ゲマシタ食糧生産ノ如キハ先ヅ第二ニナツテ居ル、無論法人デ之ヲ行ツテ居ルモノハ入りマスルケレドモ、食糧生産ガ後廻シニナツテ居ル、斯ウ思フノデアリマス、現下ノ戰時狀態ニ於テ食糧生産ガ他ノ軍需民需ノ重要物資ヨリ以上ニ必要ナコトハ申スマデモアリマセヌ、此ノ食糧生産ニ從事シテ居ル者ハ大部分ハ所謂小農デアリマシテ、所得稅トカ或ハ營業稅トカ云フヤウナ方ニハ關係ノ薄イモノデアリマス、併シ可ナリ大キナ大農組織デヤツチ居ルモノモ、北海道ノ如キニハアルト思ヒマス、尙ホ個人ガ匿名組合ト申シマスカ、組合デ法人トセズシテ合同的ニヤツテ居ルモノモ相當アラウカト思フノデアリマス、是等ニ對シテハ何等カ御考慮ニナラナケレバ食糧生産ノ増加ガ期セラレナイ、斯ウ

云フコトモ考ヘラレマスガ、此ノ點ニ付テハドウ云フ御考ヘデアリマセウカ、○松隈政府委員 食糧生産ニ從事シテ居リマスルモノハ御詫ノ如ク大部分ガ個人デアリ、農業者ノ多クノモノハ我國ノ現狀ト致シマシテハ比較的小農ニ屬スルモノデアリマス、隨ヒマシテ其ノ納メテ居リマスル所得稅、若シクハ地租ハ何レモ其ノ金額ガ少イノデアリマス、隨ヒマシテ今回ノ增稅ニ依リマシテ少額所得者ニ對シマスル增稅ニ付キマシテ一般的ニ考慮サレマシタ點、即チ扶養家族ノ控除ノ擴大、或ハ保險料ノ控除ノ擴大ト云ツタヤウナ點以外ニ、特ニ稅ヲ輕減スル程度ノ必要ハ認メナカツタノデアリマス、政府ノ政策全體ト致シマシテモ農業生産ニ從事スル方面ノ施策ハ元々課稅サレル稅額ガ少イノデアリマスルカラ、租稅ノ方面ニ於テ見ルヨリモ、積極的ニ生産獎勵金ヲ出スト云フヤウナ歲出豫算ノ方面ニ於テ考慮スル方ガ效果的デアル、斯ウ云フ風ニ考ヘラレテ居ルヤウデアリマス、私ガ先刻申上ゲマシタ食糧生産ノ如キハ先ヅ第二ニナツテ居ル、無論法人デ之ヲ行ツテ居ルモノハ入りマスルケレドモ、食糧生産ガ後廻シニナツテ居ル、斯ウ思フノデアリマス、現下ノ戰時狀態ニ從事シテ居ルモノハ多クハ軍需或ハ民需ノ重要物資ヨリ以上ニ必要ナコトハ申スマデモアリマセヌ、此ノ食糧生産ニ從事シテ居ル者ハ大部分ハ所謂小農デアリマシテ、所得稅トカ或ハ營業稅トカ云フヤウナ方ニハ關係ノ薄イモノデアリマス、併シ可ナリ大キナ大農組織デヤツチ居ルモノモ、北海道ノ如キニハアルト思ヒマス、尙ホ個人ガ匿名組合ト申シマスカ、組合デ法人トセズシテ合同的ニヤツテ居ルモノモ相當アラウカト思フノデアリマス、是等ニ對シテハ何等カ御考慮ニナラナケレバ食糧生産ノ増加ガ期セラレナイ、斯ウ

云フコトモ考ヘラレマスガ、此ノ點ニ付テハドウ云フ御考ヘデアリマセウカ、○松隈政府委員 食糧生産ニ從事シテ居リマスルモノハ御詫ノ如ク大部分ガ個人デアリ、農業者ノ多クノモノハ我國ノ現狀ト致シマシテハ比較的小農ニ屬スルモノデアリマス、隨ヒマシテ其ノ納メテ居リマスル所得稅、若シクハ地租ハ何レモ其ノ金額ガ少イノデアリマス、隨ヒマシテ今回ノ增稅ニ付キマシテ少額所得者ニ對シマスル增稅ニ付キマシテ一般的ニ考慮サレマシタ點、即チ扶養家族ノ控除ノ擴大、或ハ保險料ノ控除ノ擴大ト云ツタヤウナ點以外ニ、特ニ稅ヲ輕減スル程度ノ必要ハ認メナカツタノデアリマス、政府ノ政策全體ト致シマシテモ農業生産ニ從事スル方面ノ施策ハ元々課稅サレル稅額ガ少イノデアリマスルカラ、租稅ノ方面ニ於テ見ルヨリモ、積極的ニ生産獎勵金ヲ出スト云フヤウナ歲出豫算ノ方面ニ於テ考慮スル方ガ效果的デアル、斯ウ云フ風ニ考ヘラレテ居ルヤウデアリマス、私ガ先刻申上ゲマシタ食糧生産ノ如キハ先ヅ第二ニナツテ居ル、無論法人デ之ヲ行ツテ居ルモノハ入りマスルケレドモ、食糧生産ガ後廻シニナツテ居ル、斯ウ思フノデアリマス、現下ノ戰時狀態ニ從事シテ居ルモノハ多クハ軍需或ハ民需ノ重要物資ヨリ以上ニ必要ナコトハ申スマデモアリマセヌ、此ノ食糧生産ニ從事シテ居ル者ハ大部分ハ所謂小農デアリマシテ、所得稅トカ或ハ營業稅トカ云フヤウナ方ニハ關係ノ薄イモノデアリマス、併シ可ナリ大キナ大農組織デヤツチ居ルモノモ、北海道ノ如キニハアルト思ヒマス、尙ホ個人ガ匿名組合ト申シマスカ、組合デ法人トセズシテ合同的ニヤツテ居ルモノモ相當アラウカト思フノデアリマス、是等ニ對シテハ何等カ御考慮ニナラナケレバ食糧生産ノ増加ガ期セラレナイ、斯ウ

云フコトモ考ヘラレマスガ、此ノ點ニ付テハドウ云フ御考ヘデアリマセウカ、○松隈政府委員 食糧生産ニ從事シテ居リマスルモノハ御詫ノ如ク大部分ガ個人デアリ、農業者ノ多クノモノハ我國ノ現狀ト致シマシテハ比較的小農ニ屬スルモノデアリマス、隨ヒマシテ其ノ納メテ居リマスル所得稅、若シクハ地租ハ何レモ其ノ金額ガ少イノデアリマス、隨ヒマシテ今回ノ增稅ニ付キマシテ少額所得者ニ對シマスル增稅ニ付キマシテ一般的ニ考慮サレマシタ點、即チ扶養家族ノ控除ノ擴大、或ハ保險料ノ控除ノ擴大ト云ツタヤウナ點以外ニ、特ニ稅ヲ輕減スル程度ノ必要ハ認メナカツタノデアリマス、政府ノ政策全體ト致シマシテモ農業生産ニ從事スル方面ノ施策ハ元々課稅サレル稅額ガ少イノデアリマスルカラ、租稅ノ方面ニ於テ見ルヨリモ、積極的ニ生産獎勵金ヲ出スト云フヤウナ歲出豫算ノ方面ニ於テ考慮スル方ガ效果的デアル、斯ウ云フ風ニ考ヘラレテ居ルヤウデアリマス、私ガ先刻申上ゲマシタ食糧生産ノ如キハ先ヅ第二ニナツテ居ル、無論法人デ之ヲ行ツテ居ルモノハ入りマスルケレドモ、食糧生産ガ後廻シニナツテ居ル、斯ウ思フノデアリマス、現下ノ戰時狀態ニ從事シテ居ルモノハ多クハ軍需或ハ民需ノ重要物資ヨリ以上ニ必要ナコトハ申スマデモアリマセヌ、此ノ食糧生産ニ從事シテ居ル者ハ大部分ハ所謂小農デアリマシテ、所得稅トカ或ハ營業稅トカ云フヤウナ方ニハ關係ノ薄イモノデアリマス、併シ可ナリ大キナ大農組織デヤツチ居ルモノモ、北海道ノ如キニハアルト思ヒマス、尙ホ個人ガ匿名組合ト申シマスカ、組合デ法人トセズシテ合同的ニヤツテ居ルモノモ相當アラウカト思フノデアリマス、是等ニ對シテハ何等カ御考慮ニナラナケレバ食糧生産ノ増加ガ期セラレナイ、斯ウ

消費ノ抑制、購買力ノ吸收ニ相當重點ヲ體  
モナイ所ニアリマス、今回ノ直接稅ヲ中心  
ト致シマスル増徵案ハ、勿論大東亞戰爭勃  
發以來益、國庫收入ノ增加ヲ圖ツテ、戰時財  
政ヲ強化スルノ必要ニ迫ラレテ居リマスノ  
デ、主トシテ戰時財政強化ノ點ニ重點ヲ置  
イテ居ルノデアリマスルガ、增徵ノ結果ト  
致シマシテ、購買力ヲ吸收スルト云フ作用  
ガ相當ニアルト思フノデアリマス、殊ニ御  
話ノ如ク直接稅ヲ中心トスル増徵案ノ重點  
ト云フモノヲ所得稅ニ置キマシテ、其ノ中デ  
モ分類所得稅ニ増徵ノ主眼ヲ置キマシテ、  
大體分類所得稅ニ五割五分程度ノ増徵ヲ行  
フコトニ致シマシタノデ、所得稅ハ愈々國民  
稅タルノ實質ヲ具ヘテ參ルヤウニナリ、廣  
ク國民ガ所得稅ヲ納メルヤウニナツタ譯デ  
アリマス、分類所得稅ノ中勤勞所得ノ改正  
ニ依リマスル納稅義務者ノ增加數ハ、現行  
納稅者ハ二百八十餘万人デアリマスルガ、  
改正後ニ於キマシテハ四百十餘万人程ニ相  
成リマシテ、百三十万人カラ殖エルト云フ  
コトニナツテ居リマス、其ノ意味ニ於テ只  
今仰シャツタ大衆課稅デアルト云フコトハ  
言ヘルト思フノデアリマス、之ニ依リマシ  
テ結果的ニ購買力が吸收サレル、隨テ物資  
ノ不急消費ガ抑ヘラレルト云フコトハ、國  
家的ニ見テ已ムヲ得ザルコトデアリ、且ツ  
必要ノコトデアルト思フノデアリマス、尙  
ホ今回ノ直接稅ヲ中心トシマスル増徵案ノ  
中ニハ更ニ織物消費稅、或ハ「マッチ」ニ對  
スル物品稅ノ如ク主トシテ消費ノ抑制ト云  
ニ付テ考ヘテ見マシテモ、電氣ノ如キモノ

ハ或ル程度節約が可能デアリマス、廣告稅トカ或ハ電氣瓦斯稅トカ乃至識物消費稅ノコトニ付テハ尙ホアドテ細カク御質問申シタイコトガアリマスルカラ、此處デハ申上ゲマセヌ、私ガ今御尋ねシタノハ、斯ウ云フ大衆稅的ノモノハ戰時經濟ヲ維持スルト云フカ、戰時ノ財政ヲ維持スル爲ニ國民稅トシテ戰費ヲ負擔セシメルノダ、斯ウ云フ趣旨ヲ根本ト致シタナラバ、大體戰時中ダケデアルト云フコトヲ念頭ニ置カレマシテ、戰爭ノ済ンダ曉ニ、斯ウ云フモノヲ輕減スル時ニハ、眞先ニ輕減スルト云フ御方針デナケレバナルマイ、斯ウ私ハ考ヘルノデス、今回ノ增稅ニ付テ別ニ反對スルノデモ何デモアリマセヌ、是已ムヲ得ナイト思ヒマス、寧ロ將來ノ希望ナリ御考ヘラ伺ヒタイ。

○松隈政府委員 只今ノ點説明ガ落子テ居リマシタガ、今回所得稅ノ増徵、殊ニ其ノ増徵ノ方法トシテ免稅點ヲ引下ゲルト云フヤウナコトニ依リマシテ、廣ク國民大衆ニタノデアルトスルナラバ、戰時財政運營ノ爲ノ增稅デアル、隨テ戰後ニ於テハ是ガ輕減ヲ圖ルベキデアル、又サウ云フ考ヘガナカ、斯ウ云フ御尋ネデアリマス、增稅ノ趣旨ハ正ニ只今モ申上ゲマシタ通り、大東亞戰爭ノ進展ニ伴ヒマシテ臨時軍事費ハ勿論、其ノ他ノ諸經費ガ増シテ參リマシタノト考ヘテ居ル次第デアリマス

デ、此ノ際増稅ニ依リマシテ、即チ經常歲時財政ノ強化ヲ圖ル趣旨デアリマス、唯此ノ戰爭ガイツ終了スルカト云フ見透シニ付キマシテハ、今日中々終局ノ時期ヲ豫斷スルコトガ困難ナノデアリマス、考へ方トシマシテハ大體臨時のノ増稅デアルト云フ考へ方ニ間違ヒハナイト思ヒマスガ、臨時ト申シマスル中ニモ相當長イ臨時モアリ、又比較的短イ臨時モアルカト思フノデアリマスルガ、今回ノ増稅ハ現在ノ狀況カラ推察致シマスルト、臨時トハ申シマスルケレドモ、相當期間續クノデハナイカト思ヒマス、隨ヒマシテ輕減ノ時期ヲ今日カラ明言スルコトハ困難デアリマスルガ、財政上ノ餘裕ヲ生ジマシタ時ニ於テハ負擔ノ輕減ヲ考慮シナケレバナラナイコトハ仰セヨ通りデアルト思ヒマス

買力ト云フモノハ凡ソノ見積リトイシデノ位アル御豫定デアリマスカ、今回マデノ増税デ吸收サレルモノハ八億乃至九億、十億ト云フコトニナルノデアラウト思ヒマス、餘力ガナケレバ將來ノ増税ハ出來スト云フコトニナル、餘力ガアルト認メレバマダ此ノ先増税ノ餘地モアルト、斯ウ云フコトニナルト思ヒマス、尤モ購買力ト云フモノハ政府カラ放出サレル金ノ高ニ依ツテモ決マリマス、豫算八年々膨脹シテ參リマス、殊ニ臨時軍事費ハ夥シク厖大ニナツテ居リマス、隨テ政府カラ民間へ放出サレル資金ト云フモノハ可ナリ夥シイモノデアル、此ノ中ニ浮動購買力ト云フモノガ餘程出テ來ル、全部トハ申シマセヌガ其ノ中ノ幾分ハ出テ來ルト思ヒマス、或ハ國民貯蓄ノ増加率乃至ハ既ニ施行サレタ物品稅ノ上り高、殊ニ遊興飲食稅ノ上り高、此ノ實績等ニ依ツテモ大體ノコトハ容易ニ判斷ガ出來ルコトと思フ、此ノ邊ノ御考へハ如何デアルカ承リタイ

マジテ、國家資力ノ算定、其ノ合理的配分ヲ行フコトニ付テ目下銳意研究中デアリマス、隨ヒマジテ其ノ研究ガ達セラレマスレバ、或ハ稅ニ依ツテ吸收スルコトヲ目的トスベキ凡ソノ範圍モ分ルカト思フノデアリマスガ、今日ノ所ハマダ其ノ結論ヲ得ルマデニ至ツテ居リマセス、ソコデ假ニ浮動購買力ガアルトレスベ、ソレハ吸收サルベキコト勿論デアリマスガ、今回増稅ヲ致シマシタ趣旨カラ申シマスレバ、更ニ國民ト致シマシテハ、大東亞戰爭ヲ完遂致ス、斯ウ云フコトノ爲ニハ、一部分生活ヲ切下ゲルト云フコトガアツチモ已ムヲ得ナイ、隨テ全然從來ノ生活ニ使ツテ居ツタ範圍ノ購買力ニ食込ンデ行カナイト云フ所マデハ行兼ネルカト思ツテ居リマス、併シ成ベク國民最低生活ノ維持ト云フコトニ付テハ出來ルダケ苦心ヲ致シテ居リマスノデ、今回ノ增稅ニ當リマシテモ、稅目ノ選擇ナリ、稅率ノ按配ナリニ付テハ、其ノ邊ニ關シテ慎重ナル考慮ガ拂ハレテ居ル次第デアリマス、尙ホ御話ノ如ク政府撒布資金ハ豫算ノ増大ニ伴ヒマシテ、相當増スノデアリマス、是ガ國民所得ニ幾ラニナツテ殖エルカト云フコトノ計算モ中々困難ナ問題デアリマスノデ、今數字的ニ政府が粗ツテ居ル所ノ吸收スペキ購買力ガ幾ラカト云フコトヲ、御話申上ゲルコトノ出來ナイノハ遺憾トスル所デアリマス

申シマス浮動購買力ト云フノハ、浮キ動クル購買力デアリマシテ、動カザル購買力デナイノデアリマス、浮イテフラフシテ居ル購買力デアリマスカラ、誤解ノナイヤウニ御願ヒ致シマス  
ソコデ先刻御尋ネ申シタヤウニ、遊興飲食稅ノ收入實績デアルトカ、物品稅、是ハ贅澤品ニハ高率ニ課シテアルト思フガ、其ノ方ノ收入實績等カラ見テ、此ノ購買力モ半バハ判斷ガ付クト思フ、サウシテ昨年十七議會ニ御出シニナツタ時ノ豫算ト、今日マデノ見込ノ收入ト云フモノハ凡ソ今ドンナ關係ニ現ハレテ居リマスカ、無論見込デス

○松隈政府委員 第七十七回帝國議會ニ提案致シマシタ間接稅ヲ中心ト致シマス增徵案ハ、只今御話ノアリマシタ浮キ動ク、即チ浮動購買力ト云フヤウナモノヲ吸收スルト云フ點ニ相當重點ガ置カレテ居ツタノデアリマス、隨テ其ノ成績ヲ見レバ、大體浮動購賣力ガ如何ニ吸收サレツツアルカト云フコトハ分ルト、斯ウ云フコトデゴザイマスガ、御承知ノ通り第七十七回帝國議會ニ通過シマシタ間接稅ヲ中心ノ増徵案ト云フモノハ、十二月一日カラ施行シテ居リマスノデ、始セラレマスマデノ十二月初メノ一週間ト云フモノハ、遊興稅、入場稅等ノ消費金額不十分ナノデアリマス、大體ノ經過ヲ申上ゲマスト、十二月一日カラ大東亞戰爭ノ開始其ノ全體ノ結果ヲ判斷スルノニハ未ダ資料ガ少々付テ申シマスト、一割ニモ足リナイ程度ノ減額デアリマス、隨ヒマシテ増稅ノ爲ノ影響ハ大シテナカツタヤウニ思ヒマス、尤モ物品稅ニ付キマシテハ十一月中ニ相當増稅見越シデ買ハレタ結果モアリマスルノカ、

十二月八日迄、度々問題に於て、遊興飲食税の減税が問題となつて居る。併し、大東亜戦争勃発後、二月末まで、現行の税率は、従来のまま維持され、人件費も、モテ料金も、モテ四割二、三分割六、減税の実績は、現段階では、見出せない。シマシテ、人心が緊張シタノデアリマスカラ、サモアルベキコト思ハレルノデアリマス、十五日カラ三十一日まで、現状ニ於キマシテハ、遊興飲食税ニ現ハレマシタ結果ハ、前年同期ニ比シマシテ二割六分程度ノ減デアリマス、更ニ本年ニ入りマシテ、一月一日カラ五日まで位ノ成績デ申上ゲマスト、ヤハリ人件デハ二割八分、料金デハ二割六分ト云ツタヤウナ程度ノ減少デアリマスカラ、遊興飲食税ノ方面カラ客観的ニ申上げマスト、十二月ノ初旬、即チ増税ガ現ハレタ結果トシテハ、差當リ一割程度ノ減デアル、大東亜戦争ガ勃發スルニ及んで、最初ハ四割以上ノ減ヲ來シタ、其ノ後ハ二割六、七分程度ノ減デ参ツテ居ル、斯様な状況デアリマス、尙ホ本年度ノ最終ノ決算のノ見込ガ幾ラニナルカト云フコト、及び十七年度ノ遊興飲食税ガ幾ラニナルカト云フコトハ、モウ少シ状況フ見ナイト其ノ見積リハ少シク困難デアリマス、十七年度ノ遊興飲食税ト致シマシテハ、平均二割程度ノ減ニ依ツテ豫算ヲ組ンデ居リマスルガ、只今ノ傾向デアリマスルナラバ、豫算ノ見積リ程度ノ收入ハアルカト思ヒマス

ニモアル通り、財産税トシテハ僅カニ相續稅  
ウ云フコトニ申述ベラレテ居リマス、一體  
財產税ト云フモノハ、實行不可能ト見テナ  
サライノカ、或ハ之ヲ實行スレバ弊害ガ夥  
シクアルカラシテヤラナイ、斯ウ云フ御趣  
旨デアルカ、既ニ豫算ハ膨脹シテ居リマス、  
臨事軍事費ノ如キ正ニ本日ノ豫算委員會ニ  
上程サレルノガ百八十億ト聞イテ居リマス、  
尤モ一般豫算デハサシテ増加モシテ居リマ  
セヌ、僅カニ四千万圓程ノ差デアツタヤウ  
デスガ、是ハ陸海軍ニ關スル費用ガ今マデ  
一般豫算デアツタモノヲ、此ノ度ハ臨事軍  
事費ノ方ニ三十六億程廻サレタト云フノデ、  
一般豫算ニハ大キナ増減ガナイヤウデスガ、  
内容ヲ検討スレバ三十六億ダケハ殖エタト  
云フコトニナツテ來ルヤウデス、隨テ臨事  
軍事費ノ方ガ百八十億カラ三十六億ヲ引カ  
レテ百五十億程ニナル、斯ウ云フ結果ニナ  
ルト思フノデアリマス、兎モ角一般豫算、  
臨事軍事費ヲ通ジテ非常ニ財政ハ厖大シテ  
居リマス、此ノ厖大ナ財政、即チ戰時ノ此  
ノ財政ヲ支ヘルニハ、私ガ推量致シマスト、  
マダマダノ回ノ増稅ノ程度デハ到底償ヒ得  
ナイ、斯ウ云フ風ニモ推測出來ルノデアリ  
マス、殊ニ今回ノ增稅案ヲ御編成ニナツタ  
時ニハ、マダ大東亞戰爭ノナイ時デアリマ  
ス、十二月八日ノ米英ニ對シテノ宣戰ノ布  
告ノナイ當時ニ御立案ニナツテ居リマスカ  
ラ、其ノ趣旨ハ含マレシテ居ラスト思ヒマス、  
モ決シテ減ズルコトハナイト云フコトニナ  
サウ致シマスレバ、此ノ大東亞戰爭ノ勃  
發ニ依ヅテ戰費ハ益、厖大ニナル、一般豫算  
レバ、ドウシテモ又次々ニ增稅ト云フモノ  
ガ出テ來ナケレバナラヌ、サウ致シマスト、

ドウシテモ此ノ財產稅ノ如キニ食込マナケ  
レバ結局支ヘルコトガ出來ナイ、財產稅マ  
デ入レルコトハ面白クアリマセヌ、面白ク  
アリマセスケレドモ戰費支辨、一般財政ノ支  
持ノ爲ニハ已ムヲ得ヌ狀態ガ將來到來スル  
コト推量サレ、ソコデ私ハ此ノ財產稅  
ト云フコトニ付テ如何ニ御考慮ニナツタ  
カ、又御調查上ノコトハドウ云フ風ニナツ  
テ居リマスカ、之ヲ承リタイ。

○松隈政府委員 今回ノ直接稅ヲ中心ト致  
シマスル増徵案ハ、十二月八日米英ニ對シ  
テ宣戰ヲ布告サレマシタ以前カラ考慮サレ  
テ居ツタモノデアリマス、其ノ當時ニ於ケ  
ル我國内外ノ情勢ト云フモノモ非常ニ緊  
迫シタ情勢デアリマシタ、財政需要ノ膨脹  
タ云フコトガ豫想サレテ居ツタノデアリマ  
スルノデ、其ノ當時カラ相當ノ巨額ニ上ル  
增收ヲ舉ゲル增稅案ヲ作成スル計畫デアツ  
所ノ直接稅增徵案ヲ骨子トシテ居リマスガ、  
ソレニ更ニ再検討ヲ加ヘマシテ、稅目稅率  
ノ按配等ヲ致シタノデアリマス、而モ尙ホ  
今回財產稅創設ヲスルニ至リマセスデシタ  
理由ト致シマシテハ、大體今回マデノ程度ヲ  
増徵デアリマスレバ、昭和十五年ノ稅制改  
正ノ結果樹立セラレマシタ現行稅制ヲ基礎  
ト致シマシテ、其ノ彈力性ヲ利用シテ增收  
ヲ圖ルコトニ依ツテ達セラレルト思フノデ  
アリマス、尙ホ將來財政需要ガ増シマスル  
コトハ御述ベノ通リデアリマス、之ニ對應  
スル所ノ增收策ヲ立テルニ當リマシテハ、  
現行制度デハモウイカナイノデアル、ソコ  
デ財產稅トカ或ヘ賣上稅トカ云ツタヤウナ、

現在日本ニナイ稅目デアツテ、而モ一部稅  
制ノ根本的ナ建前ヲ變更シナケレバ出來難  
イヤウナ租稅マデ加ヘテ行カナケレバナラ  
スカドウカト云フコトハ、慎重ニ考慮スペ  
キ問題デアルト思ヒマス、現在ノ稅制ノ下  
ニ於キマシテ今回相當稅率ハ上リマシタケ  
レドモ、マダ現在ノ稅制デ行詰ツテシマツ  
タトマデハ考ヘテ居ラナイノデアリマス、  
一方政府資金ノ撒布等モアリマシテ、國民  
所得モ増大シテ參リマスルノデ、現行制度  
ノ下ニ於テモ、尙ホ必要デアレバ相當ノ增  
收ハ出來ルカト思フノデアリマス、併シ增收  
ノ限度ト云フモノハ、現行制度ノ下ニ於テハ  
自ラ一定ノ限度ガアル、ソコデ財政需要膨  
脹ガ著シケレバ、今カラ將來ノコトヲ考ヘテ、  
現行ノ稅制ニ付シテ變更ヲ加ヘルコトヲ研  
究シナケレバナラスト云フコトハ正ニ當然  
ノコトデアルト思フノデアリマシテ、吾々モ  
ノ後租稅制度ニ付テハ研究ヲ續ケテ參リタ  
イト思ツテ居リマス、財產稅ヲ何故容易ニ  
創設シナイカト云フコトニ付キマシテハ、  
詳シク申上ガルマデモナイト思フノデアリ  
マスルガ、財產稅ハ動モスレバ不動產重課  
ニ陷リ易イ弊害ガアルノデアリマス、動產  
的ナ方面、殊ニ有價證券ノ中、無記名ノ有  
價證券、即チ國債、社債デアルトカ、或ハ  
銀行預金ノ利子ノヤウナモノニ付キマシテ  
ハ綜合ガ中々困難デアリマス、現在所得稅  
ノ上ニ於キマシテモ、公社債ノ利子、銀行  
預金等ノ利子ハ綜合課稅スル方ガ租稅ノ理  
論カラ言ツテハ正シイト思ハレルノデアリ  
マスルケレドモ、戰時下ニ於キマスル預金  
者ノ心理ニ動搖ヲ與ヘルト云フコトハ慎重  
ニ考ヘナケレバナラナイ問題デアルト云フ  
課稅ニナル處ガアル、斯ウ云フノデ實行サ  
所カラ、今日ニ於テモ是等ノ利子所得ニ對

シマシテハ、綜合課稅ニ代ヘ源泉選擇ヲ  
認メテ居リマス、隨テ財產稅ヲ起ストナレ  
バ、先ヅ其ノ前提トシテ所得稅ノ綜合ヲ完  
成シナケレバ、財產稅ノ資料ヲ集メルコト  
ハ困難ナノデアリマス、其ノ所得稅ニ於ケ  
ル綜合課稅ノ原則ヲ貫クト云フコトモ今日  
レドモ、マダ現在ノ稅制デ行詰ツテシマツ  
タトマデハ考ヘテ居ラナイノデアリマス、  
一方政府資金ノ撒布等モアリマシテ、國民  
所得モ増大シテ參リマスルノデ、現行制度  
ノ下ニ於テモ、尙ホ必要デアレバ相當ノ増  
收ハ出來ルカト思フノデアリマス、併シ增收  
ノ限度ト云フモノハ、現行制度ノ下ニ於テハ  
自ラ一定ノ限度ガアル、ソコデ財政需要膨  
脹ガ著シケレバ、今カラ將來ノコトヲ考ヘテ、  
現行ノ稅制ニ付シテ變更ヲ加ヘルコトヲ研  
究シナケレバナラスト云フコトハ正ニ當然  
ノコトデアルト思フノデアリマシテ、吾々モ  
ノ後租稅制度ニ付テハ研究ヲ續ケテ參リタ  
イト思ツテ居リマス、財產稅ヲ何故容易ニ  
創設シナイカト云フコトニ付キマシテハ、  
詳シク申上ガルマデモナイト思フノデアリ  
マスルガ、財產稅ハ動モスレバ不動產重課  
ニ陷リ易イ弊害ガアルノデアリマス、動產  
的ナ方面、殊ニ有價證券ノ中、無記名ノ有  
價證券、即チ國債、社債デアルトカ、或ハ  
銀行預金ノ利子ノヤウナモノニ付キマシテ  
ハ綜合ガ中々困難デアリマス、現在所得稅  
ノ上ニ於キマシテモ、公社債ノ利子、銀行  
預金等ノ利子ハ綜合課稅スル方ガ租稅ノ理  
論カラ言ツテハ正シイト思ハレルノデアリ  
マスルケレドモ、戰時下ニ於キマスル預金  
者ノ心理ニ動搖ヲ與ヘルト云フコトハ慎重  
ニ考ヘナケレバナラナイ問題デアルト云フ  
課稅ニナル處ガアル、斯ウ云フノデ實行サ  
所カラ、今日ニ於テモ是等ノ利子所得ニ對

シマシテハ、綜合課稅ニ代ヘ源泉選擇ヲ  
認メテ居リマス、隨テ財產稅ヲ起ストナレ  
バ、先ヅ其ノ前提トシテ所得稅ノ綜合ヲ完  
成シナケレバ、財產稅ノ資料ヲ集メルコト  
ハ困難ナノデアリマス、其ノ所得稅ニ於ケ  
ル綜合課稅ノ原則ヲ貫クト云フコトモ今日  
レドモ、マダ現在ノ稅制デ行詰ツテシマツ  
タトマデハ考ヘテ居ラナイノデアリマス、  
一方政府資金ノ撒布等モアリマシテ、國民  
所得モ増大シテ參リマスルノデ、現行制度  
ノ下ニ於テモ、尙ホ必要デアレバ相當ノ増  
收ハ出來ルカト思フノデアリマス、併シ增收  
ノ限度ト云フモノハ、現行制度ノ下ニ於テハ  
自ラ一定ノ限度ガアル、ソコデ財政需要膨  
脹ガ著シケレバ、今カラ將來ノコトヲ考ヘテ、  
現行ノ稅制ニ付シテ變更ヲ加ヘルコトヲ研  
究シナケレバナラスト云フコトハ正ニ當然  
ノコトデアルト思フノデアリマシテ、吾々モ  
ノ後租稅制度ニ付テハ研究ヲ續ケテ參リタ  
イト思ツテ居リマス、財產稅ヲ何故容易ニ  
創設シナイカト云フコトニ付キマシテハ、  
詳シク申上ガルマデモナイト思フノデアリ  
マスルガ、財產稅ハ動モスレバ不動產重課  
ニ陷リ易イ弊害ガアルノデアリマス、動產  
的ナ方面、殊ニ有價證券ノ中、無記名ノ有  
價證券、即チ國債、社債デアルトカ、或ハ  
銀行預金ノ利子ノヤウナモノニ付キマシテ  
ハ綜合ガ中々困難デアリマス、現在所得稅  
ノ上ニ於キマシテモ、公社債ノ利子、銀行  
預金等ノ利子ハ綜合課稅スル方ガ租稅ノ理  
論カラ言ツテハ正シイト思ハレルノデアリ  
マスルケレドモ、戰時下ニ於キマスル預金  
者ノ心理ニ動搖ヲ與ヘルト云フコトハ慎重  
ニ考ヘナケレバナラナイ問題デアルト云フ  
課稅ニナル處ガアル、斯ウ云フノデ實行サ  
所カラ、今日ニ於テモ是等ノ利子所得ニ對

○松隈政府委員　問接税ノ増徴ノ場合ニ於キマシテハ、兎角買溜ノ行ハレマスルコトハ事實デアリマス、此ノ點昨年十一月下旬於テ行ハレマシタ買漁リト云フモノハ、物品稅ノ増徴率ガ相當大幅デアリマシタ點モ手傳ヒマシテ、御詫ノ如ク百貨店其ノ他ニ客ガ殺到シタヤウデアリマス、ソコデ百貨店其ノ他ノ店ニ於キマシテハ、通常ノ月賣上ノ三倍以上モ賣レタト云フヤウナ實績ニ相成ツテ居リマス、此ノ點ハ政府ト致シマシテハ非常ニ遺憾ト存ズル次第アリマスルガ、是ガ防止策トシテドウ考ヘタラ宜イカト云フ問題デアリマス、只今ノ御示シト致シマシテハ、サウ云フ一時ニ平常ヨリモ非常ニ賣上ガ多カツタ、斯ウ云フヤウナ場合ニ於テハソレニ對シテ特別ノ課稅ヲシタラドウカ、斯ウ云フコトデソレモ一ツノ考へ方デアリマスケレドモ、大體利益ガ急激ニ殖エマスレバ、現在ノ制度ニ於キマシテモ臨時利得稅其ノ他ノ課稅ニ於テ稅モ殖エマスシ致シマスカラ、或ル程度目的ヲ達シテ居ルカト思ヒマス、ソレカラ又サウ云フコトガ度々起ルト云フ前提ノ下ニ法律ニ入レル、假令臨時的措置トシテモ法律ニソレカラ政府トシテモ何等カサウ云フコトノ起ラナイヤウナ措置ヲ講ズル必要ガアルカト思ヒマス、今回ノ纖維製品ノ切符制ノ前提ト致シマシテハ、賣止メト云フ方法ヲ講ジマシタ、是ハ確カニ一つノ方法デアルト思ヒマス、前々回第七十七回帝國議會ニ出シマシタ間接稅ノ增徴案ノ中デモ、劇場

ノ入場券ノヤウナモノハ業者ト話合ヒマシ  
テ、前賣ニ依ツテ税金ヲ安クスルト云フコ  
トノナイヤウニ協議シタノデアリマスガ、  
斯ウ云フヤウナ協議等ノ方法ニ依ツテ或  
程度防止出來ルノデハナイカト思ヒマス、  
ソレカラ施行期日ヲ明示セズニ勅令等ニ讓  
ツテ、施行ノ日ヲ比較的急ニ決メルト云フ  
ヤウナ方法モアルカトモ思ヒマス、尙ホ先  
般ノ百貨店其ノ他ノ店ガ客ノ殺到ニ依ツテ  
利益ヲ擧ゲマシタ處置ノ一つ致シマシテ  
ハ、百貨店協會ト協議致シマシテ、利益ノ  
相當大部分ハ國債ヲ持タセル、賣上ガ相當  
アツタノデアリマスガ、新シイ物品ヲ仕入  
レルニ致シマシテモ、物資ガ不足シテ居リマ  
スノデ、ソコニ餘裕金ガアルカラ、其ノ餘裕  
金ヲ以テ國債ヲ持ツテ貰ヒタイト云フ話ヲ  
シマシテ、國債ヲ持タセタト云フヤウナコ  
トニナツテ居リマス、是等ノ方法ノ方ガ課  
稅ヨリモ穩カデアリ、大體ソレニ依ツテ目  
的ガ達セラレルノデハナイカ、斯様ニ考ヘ  
マス

亦惡クナルト思ヒマス、篤ト是ハ御研究ヲ望ンデ置キマシテ、是モ此ノ程度ニ止メテ置キマス  
次ニ御伺ヒ致シテ置キタイノハ、特別法  
人ノコトデスガ、現在ノ特別法人税ハ、昨  
年デシタカ、税法ノ改正ニ依ツテ、産業組合  
竝ニ其ノ聯合會、貸家組合及ビ其ノ聯合會、  
商業組合及ビ其ノ聯合會、工業組合及ビ其  
ノ聯合會、貿易組合及ビ其ノ聯合會、漁業  
協同組合及ビ其ノ聯合會、蠶絲共同施設組  
合、自動車運送事業組合及ビ其ノ聯合會、  
産業組合中央金庫、商工組合中央金庫、是  
等ニ限定サレテ居ルヤウデアリマス、是等  
ヲ見マスト、何レモノ公益法人デハアリマシ  
テモ、餘程營利的ナモノヲ含ンデ居ル、サ  
リトテ營利法人デハナイ、謂ハバ中間法人  
トデモ申シマスルカ、公益半分、營利半分ト  
云フヤウナ趣旨ノモノデ、斯ウ云フモノニ特  
別ノ稅ヲ付ケラレタ趣旨ハ、營利的ノ個人  
會社ノ仕事ニ對シテ是等ノ法人ノ活躍ガ餘  
リニ多クナリ、取扱高モ増加スル、斯ウ云フ  
コトハ一面營利法人、或ハ營利ノ個人ニ對  
シテノ打撃ガ非常ニ大キイト云フノデ、釣  
合ヒ上、相當低カツタケレドモ、中間ノ稅  
額ヲ付ケラレタ、斯ウ云フ趣旨ダラウト思  
ヒマス、ソコデ私ガ御尋ネシタイノハ、最  
近營團、國策會社ト云フモノガ餘程出來マ  
シタ、經濟統制ニ基キ、法律ノ結果政府ノ  
命令ニ依ツテ出來ル、或ハ法律ハナクトモ  
政府ノ指導ニ依ツテ統制會社ガ製造ナリ、  
販賣ノ方ナリニ段々出來テ参リマス、又營  
團ト云フモノハ、半公半私ノヤウナ形デ出  
來テ居リマス、是ハ純然タル公ノモノデハ  
ナイ、サリトテ是ハ純然タル私デモナイ、

云フモノガアル、最近此ノ議會ハ食糧營團ト云フモノ提案サレルト云フヤウニ段々營團ト云フモノガ出來テ來テ居ル、國策會社ト營團トガドウ違フカト言ハレルト私ハ分リマセヌ、名前ガ變ルダケデ本質ハ餘程同ジヤウナモノデヤナイカト思ヒマスガ、是等ガ相當利益ヲ擧ゲルコトガアル、或ハ剩餘金ガ出ルコトガアルト思ヒマス、特別法人ノヤウニ剩餘金デモ出タ時ニハ、其ノ剩餘金ダケニハ課稅シテ差支ヘナイト思ヒマス、此ノ點ニ對シテ政府ノ御調查ナリ御意見ヲ承ツテ置キタイ

○松隈政府委員 法人ニ對ズル課稅ニ絡ンデノ問題デアリマスガ、營利法人ノ外ニ從來産業組合、商業組合等ノ所謂中間法人ト云フモノガアリマス、是等ノ中間法人ニ對シマシテハ昭和十五年マデハ營業稅ヲ課シテ居ラナカツタノデアリマスガ、產業組合商業組合等ノ中間法人ニ對シマシテハ、特別法人稅ヲ課スルコトニ相成ツタノデアリマス、其ノ外ニ特別法ニ依リマシテ法人ガ設立セラレルノデアリマスガ、其ノ特別法ニ依ツテ法人ヲ設立致シマスル場合ニ、株式會社ノ體裁ヲ執ルモノモアリマス、所ガ其ノ株式會社ノ體裁ヲ執ルモノハ、大體只今御話ノ國策會社ト稱セラレル部類ニ入ルノデアリマスガ、其ノ他ニ特別法デ法人ヲ設立致シマス際ニ、或ハ金庫ト云フ名前ヲ付ケタリ、或ハ營團ト云フ名前ヲ付ケルモノガ最近近起キテ參ツタノデアリマス、營團ト云フモノハ、何處カラ名前ヲ付ケタノカハツキリ致シマセヌガ、人ニ依ツテハ經營財團デアル、ソレヲ略シテ營團デアル、斯ウ云フ風ニ言ツテ居ル人モアリマス、營團ニ對シマス課稅ノ建前ト致シマシテハ、大體

ニ於テ國策會社、即チ特別法ニ依ツテ成立スル株式組織ノ會社ト釣合ヒヲ執ツテ考ヘテ居ルノデアリマス、其ノ考ヘ方ノ大體ノ方針ヲ申上ゲマスト、成立シマシタ營團ト云フモノガ全額政府出資デアツテ、結局國ガ自ラヤツテ居ルノト變リガナイ、國ガヤル事業ヲ代ツテヤツテ居ルヤウナモノダト認ヌラレル場合、而モ其ノ事業ノ性質ガ公益的デアル、ソレカラ之ニ統合セラレル事業ガ、大體從來民間ニ於テ課稅セラレテ居ツタヤウナ種類ノモノトモ違フト云フヤウナ場合ニ於テハ、法人稅、臨時利得稅、營業稅等ヲ課稅致サナイコトニ致シテ居ルノデアリマス、既設ノモノ申上ゲルト、住宅營團ハ全部政府出資デアリマス、隨テ課稅外ニ置カレテ居リマス、產業設備營團モ全額政府出資デアリマス、課稅致シテ居リマセヌ、是等ハ何レモ政府ニ代ツテサウ云フ事業ヲ營ムヤウナ見方ガ出來マスシ、從來政府デ課稅シテ居タル營業ヲ引繼ギヲ受ケルト云フ風ニモ見ラレナイカラデアリマス、帝都高速度交通營團、農地開發營團ノヤウナモノニ付キマシテモ民間出資ガ何レモアリマス、サウシテ剩餘金ノアル場合ニ於テハ、出資者ニ對シテ配當スルコトヲ豫定シテ居リマスノデ、是等ハ課稅ヲスルト云フ建前ニナツテ居リマス、併シ農地開發營團ニ付キマシテハ、當分ハ利益ガ舉リサウニモアリマセヌカラ、十年間免稅ヲスルト云フ規定ヲ置イテ居リマス、帝都高速度交通營團ハ、從來カラ營業シテ居ツタモノノ引繼ギヲ受ケタ部分ニ對シテハ、建前通り課稅スル、併シ今後建設致シマスルモノニ付キマシテハ、當分ハ利益ガ舉リサウニモ思ハレナイ、斯様

ニ考ヘラレマスノデ、其ノ部分ハ助長ノ爲ニ十年間免稅シテ居リマス、尙ホ今次議會ニモ營團が出來ル豫定デ關係法案が提案ニナツテ居リマスガ、ソレニ付テモ大體同ジヤウナ考ヘラ以テ臨ンデ居リマス、例ヘバル事業ヲ代ツテヤツテ居ルヤウナモノダトマスルノデ課稅致シテ居リマセヌ、醫療營團モ政府出資ガ大部分、ソレカラ公共團體ノ出資ガアリマスルケレドモ、是ハ先ヅ政府ニ準ズベキモノト認メラレマスノデ、課稅致サナイコトニ致シテ居リマス、之ニ反シマシテ中央食糧營團ノ方ハ、半額ハ民間出資デアリマシテ、利益ガアレバ配當ヲ豫定シテ居リマスシ、ソレカラ中央食糧營團ニ引繼ガルベキ事業ト云フモノハ、大體食糧品ノ販賣ト云フコトデ、從來課稅ノ對象ニナツテ居ツタ事業ガ此ノ方ニ移ル譯デアリマスルカラ、之ニ付テハ非課稅トスル理由ニ乏シイト云フノデ、課稅ノ建前ニ致シテ居リマス

○岡本委員 問題ガ段々細カクナリマスガ、ドナタカ御質問ガアルナラバ讓リマシテモ宜シイノデスガ、マダ續ケテモ宜シイデスカ

○勝委員長 マダ結構デス

○岡本委員 次ニ御尋ネ致シタイノハ、會社ガ寄附金ヲナスコトニ付テノ御尋ネデアリマスガ、從來ノ扱ヒ方ハ、寄附金ハ損金マス、併シ農地開發營團ニ付キマシテハ、當分ハ利益ガ舉リサウニモアリマセヌカラ、十年間免稅ヲスルト云フ規定ヲ置イテ居リマス、帝都高速度交通營團ハ、從來カラ營業シテ居ツタモノノ引繼ギヲ受ケタ部分ニ對シテハ、建前通り課稅スル、併シ今後建設致シマスルモノニ付キマシテハ、當分ハ利益ガ舉リサウニモ思ハレナイ、斯様重イ、殊ニ臨時利得稅ノ一號、二號、三號、四號、五號、六號、七號、八號モ課カルト云フヤウナ場合ガアリマスノデ、其ノ上積ミニ利益ニ付テハ税金ガ七割乃至八割モ課カルト云フヤウナ場合ガアリマスノデ、七、八割租稅ヲ負擔スルナラバ、モウ二、三割ヲ加ヘテ百「パーセント」ニシテ寄附ヲスルト云フヤウナ傾向ガナインデモゴザイマセヌ、ソレガ餘リ濫ニ流レマスルノデ、立デルト云フコトニナツテ居ツタカト思ヒマス、殊ニ此ノ寄附ハ公益的ノモノガ多莫ニアルカラ、是ハ是デ宜カラウト思ヒマスガ、其ノ寄附ヲ損金ニ立デルト云フコトニスルト、又幾ラカ弊害モ出ル、ト云フノ

ニマデモ當ル分ニナルト、相當多額ノ稅ニナル、六五%ト云フノガ從來ノ率デ、今回ヨリモマダ是ガ多クノ課稅ニナルト思ヒマス、ソコデ假ニ百万圓ヲ寄附スルトシマスルト、其ノ中ノ七、八十万圓マデハ元來稅トシテ出サナクテハナラヌモノデアル、ソレヲ寄附致シマスト損金ニ扱ハレルカラ、百万圓全部ガ寄附ニナツテシマフノデアリマス、内實ヲ洗ツテ見レバ、實際ハ二、三十萬圓ノ寄附ダ、ソレガ百万圓ノ寄附ニナツテ現ハレル、勿論公益ノコトデアリ、寄附ノコトデアルカラ宜シイシ、惡イトハ申シマセヌ、殊ニ恤兵トカ或ハ國防獻金ト云フ名ノ下デ多ク出サレルノダカラ結構ナコトデアリマスガ、又一面ニハ、サウ云フ風ニシテ、三十萬圓ノ寄附ガ百万圓ニナルナラバト云フノデ、國防獻金ヲ進ンデスマス、ソコデ私御尋ネシタウカト思ヒル、斯ウ云フヤウナコトニナラウカト思ヒマス、思ヒマスルガ、其ノ國防獻金ノ中ニ金ヤ恤兵金ニ付テハ、從來ハ損金ト見ル、其ノ他ハ損金ト見ナイ、是ハ結構ダト思ヒマス、思ヒマスルガ、其ノ國防獻金ノ中ニモ用途ヲ指定シテ來ルモノガアル、用途ヲ何ニ使ツテ吳レト云フ、假ニ軍需工業ヲ引受ケテ居ル會社ガ、自分ノ工場ノ専門トスル何カ動力ノ研究デアルトカ、發動機ノコトノ研究デアルトカ、或ハ戰車ニドウ云フタイト云フヤウナコトデ、自分ノ専門ノ仕事ニ動モスルト給付ケテ利用スルト云フヤウナ傾向ガ出テ來ハシナイカト思フ、單純な包括的ナ國防獻金ナラ宜シイ、恤兵金ニハソンナハアリマスマイ、強ヒテ言ヘバ、國家トシテ必要ナ財源ヲ失フト云フコトニアル虞モアリマスノデ、今回此ノ規定ヲ置イタノデアリマス、其ノ場合ニ於キマシテ、

最近ノ時局ニ鑑ミマシテ、其ノ場合ニ於テモ尙ホ國防獻金、恤兵金ノヤウナモノハ國民亦誠ノ進ル所デアルカラ、是ハ割合ニ入レナイデ計算シヨウ、斯ウ云フコトニナツテ居ルノデアリマスガ、只今御話ノアリマシタヤウナ、特ニ用途ヲ指定シテ國防獻金ヲスルト云フヤウナモノニ付テハ、考ヘナケレバナラヌ點ガアルト思フノデアリマス、此ノ用途指定ノ方法ニ付テモ色々アリマシテ、或ハ用途ヲ指定スル序ニ特別ノ財團法人ノヤウナモノヲ作ツテ、ソレニ依ツテ自己ノ會社ト關係アル研究ヲナサシメルト云フヤウナ場合ニ於テハ、國防獻金デアツテモ除外シタイト思ツテ居リマス、國防獻金、恤兵金ト云フモノハ軍ニ直接受入レラレルモノヲ豫定シテ居リマスノデ、別ニ財團法人ノヤウナモノヲ作レバ入ラナイノデアリマス、尙ホ軍ニ直接受入レラレル場合ニ於テモ、尙且ツ條件的ニ用途ヲ指定スルヤウナ場合ニ於キマシテハ、他ノ一般的ノ國防獻金ト違ヘテ見ルカドウカト云フコトハ、關係當局トモ十分相談ヲ致シマシテ具體的ニ命令ヲ以テ定メルコトニナツテ居リマスルノデ、命令ヲ規定スルマデニ十分研究致シタイト思ツテ居リマス

○岡本委員 只今ノ問題ハ半ば自己満足ヲスルト云フヤウナモノハドウゾ命令デ防イデ戴キタイ、本當ノ國防獻金、軍ニ一切任せセテ、何處へ御使ヒニナラウトモ構ハスト云フヤウナモノダケニ止メルト云フコトニドウゾ御協議ノ上勅令ナリ或ハ省令ナリオ作リニナランコトヲ希望シテ置キマス次ハ斯ウ云フ問題ガアリマス、戰時ニ當ツテ物資ハ追々不足ニナル、其ノ物資ノ不足ノ結果會社事業ノ經營ガ思フヤウニナラ

ナクテ、從來ハ相當ナ配當ヲシタノガ遠カ無配當ニシナケレバナラスト云フヤウナコトガアリマス、具體的ニ言ハバ、大東亞戰爭ノ勃發前カラ「ガソリン」ニ付テハ多ク送ラスル「トラック」ナドニハ特別ニ「ガソリン」ノ配給ヲヤツテ相當ニ運送ヲシテ居リマシタ、山ノ中ニアル軍需上必要ナル鑛山トカ、此ノ時局ノ最モ要求スル鑛山ノ鑛石ヲ出スノガ多量デアツテ、隨分「ガソリン」ヲ使ヒマス、所ガ其ノ「ガソリン」ガ最近ハ配給ニナラナイ、其ノ爲ニ鑛山カラ電車ナリ汽車ノ停留場マデ運輸ガ出來ナイ、是ガ爲ニ山ノ中ノ鑛山ニ於テ選鑛シタ砂ガ堆高ク溜ツテ居ル、ソレハ「ガソリン」ガ來夕時ニハ捌ケマセウケレドモ、當分ハ溜ツテ居ル、其ノ溜ツテ居ルモノヲ在庫品ト見ラレバ、會社ハ相當ノ配當モ出來マス、所ガ、或ル鑛山ノモノカラ聞ク所ニ依ルト、ソレヲ在庫品ト見ルコトハナラス、マダ選鑛シタダケデ砂デアル、砂ノ塊リヲ在庫品ト見ルノハ、土ノ中ニアツテマダ掘ラナイモノマデ在庫品ト見ルノト同ジデアル、ダカラサウ云フコトヲシテハ會社ガ不堅實トナル、在庫品ト見ルコトハナラスト云フコト見ルノハ、土ノ中ニアツテマダ掘ラナイモノマデ在庫品ト見ルノト同ジデアル、ダカラサウ云フコトヲ言ハレル、サウ云フヤウナモノダケノ費用ハ澤山ニ掛ケテ居リマス、尤モ石炭ノ如キモウ既ニ成品トナツテ云フヤウナモノダケニ止メルト云フコトニドウゾ御協議ノ上勅令ナリ或ハ省令ナリオ作リニナランコトヲ希望シテ置キマス

○松隈政府委員 次ノ問題ニ移リマス、昨年ノ七十七議會ノ時ニ消費稅ハ一般的ニ皆增徵制限サレテ居リマス、往年ノヤウニ二割三割ト云フヤウニ多額ナ配當ハ決シテヤレマセヌガ、ヤヘリ堅實ニヤルノハ、相當ソレヲ御考慮ニナラナケレバ甚ダ不公平ニナルト思フノデスガ、之ニ對シテ御研究ナリ御調査ガアリマシタラ御答ヘヲ御願ヒシマス

ニ變ツタコトバナイト思ヒマス、半年過ギ  
テ是ガナクナツタ云フヤウナ事情ハ何モ  
ナイト思ヒマス、ドウ云フ譯デ今度はガ必  
要デアルカ伺ヒタイト思ヒマス  
○松隈政府委員 第七十七回帝國議會ニ物  
品稅ノ增徵案ヲ提案致シマシタ時ニ於キマ  
シテ、織物消費稅ノ增徵モ考ヘタノデアリ  
マスルガ、其ノ中相當部分ニ付キマシテハ、  
物品稅ト織物消費稅ガ重ナリ合フ關係モア  
リマスルシ、且ツ物品稅ノ引上モ相當強目  
デアリマシタノデ、織物消費稅マズ同時ニ  
上ゲルト云フコトニ付テハ差控ヘマシタノ  
デ、其ノコトヲ申上ゲタト思フノデアリマ  
ス、其ノ後大東亞戰爭ノ勃發ニ依リマシテ、  
軍事費其ノ他多額ノ國費ヲ要スル際デアリ  
マスルノデ、凡ユル方面ニ瓦リマシテ歲入  
ノ増加ヲ圖ルコトニ致シタノデアリマスル  
ガ、織物消費稅ニ付キマシテハ、只今モ御  
話ガ出マシタヤウニ、一部物品稅ノ課カル  
モノガゴザイマスルケレドモ、尙ホ物品稅  
ハ相當高イ免稅點ヲ設ケテゴザイマスルノ  
セヌ、最近數次ノ增稅ニ當ツテモ、織物消  
費稅ハ増徵致シテ居リマセヌ、尙ホ織物消  
費稅ノ沿革ヲ考ヘテ見マスト、是ハ日露  
戰爭ノ非常特別稅法トシテ起サレタノデア  
リマスガ、其ノ非常特別稅法時代ニ於テモ、  
毛織物ハ百分ノ十五、其ノ他ハ百分ノ十  
云フ風ニ、百分ノ十五ト云フヤウナ稅率ヲ  
以テ課稅ヲ受ケテ、戰費ノ一部ヲ負擔シテ  
居ツタヤウナ關係モアリマスノデ、今回大  
東亞戰爭ノ勃發ニ依リマシテ、歲入ノ增加

沿革ヲ考ヘマシテ、此ノ際織物消費稅ニ付テ百分ノ十ヲ百分ノ十五ニスル程度デアツタナラバ、曾テノ最高率ヲマダ突破シテ居得ナイ所デハナカラウカト思ツテ居リマス、尙ホ其ノ場合ニ於キマシテ、高級品ニ物品稅ガ課カリマスガ、是ハ高級品タル性質上我慢シテ戴ク外ハナイノデアリマス、尙ホ人絹織物トカ、大衆ノ消費ニ關係ノ深イモノニ付キマシテハ、百分ノ十ノ現行稅率ヲ据置クコトニ致シテ居ルヤウナ次第デアリマス

モノ」ト云フノガゴザイマスノデ、ソコニ入レテ課税外ニ置キタイト思ヒマス  
○岡本委員 法案ノ見方ガマダ少シク粗漏デアツタヤウデアリマスガ、尙ホ御尋ネシタイノハ、公ノ選舉、ト云フト衆議院議員選舉、斯ウ云フモノモ時ニ依ルト出テ來ル選舉、師會ノ選舉トカ、辯護士會ノ選舉トカ、乃至ハ公益法人ノ組合ノ組合長トカ理事者ノ選舉、ダラウト思ヒマスガ、サウ云フモノハドウ云フヤウニ御取扱ニナリマスカ  
○松隈政府委員 法令ニ基キマスル選舉ニ關スルモノデアレバ、非課稅ニ致シタイトと思ヒマス、單純ニ組合ノ中ニ選舉ガ法令ニ基カズシテ行ハレルト云フ場合ハ、解釋上入ラナイト思ヒマス  
○岡本委員 餘リ細カイコトヲ申シマスガ、新聞ノ中ニ折込ムノハチラシニナリマスカ、中ニハ印刷物モ折込ムコトガアルガ、又自分で書イタモノヲ入レルト云フコトモアリマス、ソレハドウ云フヤウナ御取扱ヲナサル積リデアリマス  
○松隈政府委員 廣告稅ノ課稅ノ對象ハ第一條ニ規定シテアルノデアリマスガ、チラシハ第二種第三號ニ掲ゲテアリマシテ、「チラシ其ノ他命令ヲ以テ定ムルモノニ依ル廣告」トナツテ居リマス、此ノチラシガ第一種第一號ニ掲ゲテアル新聞、雑誌等ニ折込ニ於キマシテハ「新聞紙、雑誌、書籍其ノ他ノ出版物ニ依ル廣告」トシマシテ、「但シ第一種第一號乃至第三號ニ該當スルモノヲ除ク」、斯ウ書イテアリマス、チラシモ見方

ニ依レバ出版物デアリマスノデ、第一種ノ一號ノ中ニ入ルトイケナイカラ、チラシハチラシトシテ別デアルト云フコトヲ法文上明カニシテ居ル次第デアリマス  
○岡本委員 事務所、營業所ニ附屬シタ看板トカ云フヤウナモノハ、別ニ廣告トシテ扱ハレナイヤウニ、命令デ規定ニナルヤウニ承知シテ居リマスガ、ソコデ疑ヒニナルノハ、自宅ノ事務所トカ營業所トカ云フ所ニ、町ヲ通ツテ見エルナラバ宜イガ、屋根ノ上ニ、大キナ看板ヲ屋根ノ棟ヨリ高キシテ、三町、五町ノ遠方カラ見エルノガアリマス、是ハ具體的ノ例デスガ、斯ウ云フノハ自宅ノ事務所ヲ利用シタト云フコトニ言ヘルカドウカ、通行シテ見エルナラバ宜イガ、三町、五町ノ遠方カラ見エルト云フノガアリマス、ソレカラ自分ノ持ツテ居ル土地ノ上ニ大キナ棒杭ヲ立てテ、殆ド廣告ノヤウニ何々會社工場建築用地ト、非常ニ大キナモノヲ建テ居リマス、アレハ一種ノ廣告デアリマス、アレヲ廣告デナイト云フコトニスルト、文句ヲ少シ入レレバドウカ、斯ウ云フヤウナ疑ヒモアリマス、屋根ノ上ノドエライ看板ヤ、コンナ工場用地ノ上ニ、汽車ノ上カラ見ルト、工場建築用地ト云フ大キナ棒杭ヲ建テタノハドウ云フヤウナ扱ヒニナリマスカ

○松隈政府委員 自己ノ營業所又ハ事務所ニ附屬シマシテ、當該營業所デアル、當該事務所デアルト云フコトヲ表示致シマスモノハ、課稅致サヌコトノ趣旨ヲ以テ命令案ニ大體ソレヲ書イテ御配リシタヤウナ次第デアリマスガ、只令御話ノヤウナモノハ、其ノ程度ガ稍、大キクテ、相當目ニ付キ易イト云フモノデアルト思ヒマスガ、是モ全く

自己ノ店ノモノデアル、若シクハ事務所ノモノデアルト云フコトデアルナラバ、課稅ハ無理カト思ヒマス、屋上ニ大キナ塔ヲ掲ゲマシテモ、他人ノ爲ニヤレバ勿論廣告ノ對象トシテ課稅サレマスガ、自己ノモノデハ今ノ所課稅ヲ致サヌ方ガ宜カラウ、斯ウモノニ付テモ、自己ノ土地デアルコトノ表示デアリマスレバ、課稅外ニシテ置クノガ穩當ダト思ツテ居リマス

○岡本委員 次ニ人間ノ身體ヲ利用シテヤルノガアリマス、ブカヽドンヽト、十

年位前ニエライ大キナ朝鮮人ガ來テ、此ノ議會ニモ參リマシタガ、大キナ公園トカ町ニ、肩ニ何カ掛ケテ、廣告二人間ヲ使ツテ居リマス、是等ハ法文ヲ見テモ何處ニ入ルカ分ラヌ

○松隈政府委員 人間ノ身體ヲ利用シテ致シマスル廣告、俗ニ廣メ屋ト申シマスガ、サウ云フモノハ強ヒテ課稅スルノモ如何カ

ト存ジマシテ、課稅外ニ置キマシタ、其ノ場合ニ於キマシテモ其ノ者ガチラシノヤウ

ナモノヲ持ツテ居ツテ、通ル人ニ渡ス、或ハ自ラ動イテ行ツテ各戸ニ配ルト云フコトニナレバ、其ノチラシニハ課稅スル、身體

ノ前後ニ貼ツテ居ルモノハ課稅外、斯ウ云フコトニナリマス

○岡本委員 今ノ廣メ屋ハ相當效能ガアルト思ヒマス、殊ニ芝居ヲヤル時ハ——東京ニハ近來餘りナイヤウデスガ、地方ナドデヤル時ハチラシヲ配ラナクテモ相當效能ガアル、是ハ課稅シテモ宜イノデハナイノデスカ、廣メ屋ハ課稅シナインデスカ

○松隈政府委員 人間ノ勞働ニ依ルモノデモアリマスシ、最近ハアノ廣告モ大分減ツ

タヤウデアリマスノデ、今回ノ課稅ニハ一應取入レテナイ次第デアリマス

○岡本委員 謹賀新年トカ暑中見舞トカ、斯ウ云フヤウナモノハ死亡ノ通知トカ、斯ウ云フヤウナモノニ付ルコトモアリマセウシ、廣告欄ニ

示デアリマスレバ、課稅外ニシテ置クノガアレバ是ハ無論ダト思ヒマスガ、サウデナ

クテモ、葉書デ出ス、或ハチラシ様ノモノ

デ配ラセル、チラシニナツテハイケマセスガ、人ニ配達サセル、謹賀新年、暑中見舞、

斯ウ云フモノハ幾ラデモ出テ來ルト思ヒマスガ、其ノ取扱ハドウ云フコトニナリマスカ

○松隈政府委員 謹賀新年、或ハ暑中見舞、死亡廣告ノヤウナモノヲ葉書又ハ手紙ニ致シマシテ、配付致シタ場合ニ於キマシテハ、

廣告トハ見ナイ積リデアリマス、ソレ等ノモノト雖モ新聞、雑誌ニ掲載スルト云フコトニナレバ、第一種ノ一號ノ廣告ニナル、

葉書ニシマシテ、廣告ノ目的ヲ以テ配ル者

ガアリマスノデ、繪葉書ニ依リマスルモノ

ハ、郵便ヲ通ジテ出シマシテモ廣告ト認メテ、命令ノ中ニ舉ゲタイト考ヘテ居リマス

○岡本委員 謹賀新年ヤ暑中見舞ヲ郵便デ

出シタ時ニハ廣告トハ見ナイ、斯ウ云フ取扱デアリマスガ、人夫ニ配達サセタ時ハドウデスカ

○松隈政府委員 只今御述べニナツタモノニ該當スルモノト致シマスレバ、ソレハチ

メルモノト認メナイモノトアル、其ノ内容ニ依ル、斯ウ云フ御趣旨デスカ

○岡本委員 電氣、瓦斯ニ付テ簡單ニ一言

シテヒタイ、斯ウ云フコトヲ聽イタガ、成程

スルト云フ行キ方モアルノデアリマスガ、ソレハ定額電燈ナドモアリマシテ、困難デ

アリマス關係上、支出課稅ニ致シマシテ、

使用シタ量ハ、大體ニ於テ支出金額ニ現ハ

レテ參ルノデアリマスカラ、簡單ニ支出金額ニ依ル課稅ヲスルコトニ致シタノデアリ

マス、一方免稅點ト云フモノヲ置キマシテ、

同ニ需要場所ニ於テ使用スル電氣ナリ瓦斯ナリノ料金ガ、一箇月三圓ニ満タナイ時ニ

ハ課稅シナイト云フコトニ相成ツテ居リマス、隨テ三圓以上ノ料金ヲ支拂フト云フコト

デアリマスナラバ、其ノ支出額ニ對シテ相

當ノ擔稅力ヲ認メテ課稅シヨウト云フ譯デ

マスト繪葉書ナリ、或ハ見易キヤウニ營業ノ廣告ヲスルト云フコトヲ郵便デ幾ラモヤツテ居リマス、新聞ニ掲載シテ廣告費ヲ澤山出スヨリモ、却テ其ノ廣告費用ダケヲ郵便デ出シタ方ガ、而モ知ツタ所ダケニ出シタ方ガ、餘程效果ガアル、斯ウ云フヤウナコトモアリマスガ、或ハ郵便トシテ扱フノコトモアリマスガ、或ハ郵便トシテ扱フノハ一切廣告トシテ扱ハナイト云フ趣旨デスカ

○松隈政府委員 繪葉書ノヤウナモノニ付キマシテハ第二種三號ノ「其ノ他命令ヲ以テ定ムルモノ」ノ例示トシマシテ、御手許ニ配リマシタ中ニ載セテゴザイマス、是ハ料理店、旅館等ノ營業廣告ノ方法トシマシテハ、店舗ノ狀況、座敷ノ有様、庭等ヲ繪

テハ、郵便ヲ通ジテ出シマシテモ廣告ト認メテ、命令ノ中ニ舉ゲタイト考ヘテ居リマス

ハ取ルノダ、斯ウ見レバソレダケデアリマスガ、若シモ稅ノ方デサウ見ラレルナラバ

不都合ノ話デスカラ、何カ電氣會社ノ方ニ此ノ事ヲ交渉シテ、斯様ナモノニ對シテハ

稅ヲ取ラレヌヤウニ、最低料金ヲ止メテ貰ツタナラバドウカ、斯ウ云フ風ニモ考ヘマス、御考ヘハドンナモノデスカ

○松隈政府委員 電氣瓦斯稅ハ、使用シタ電力料、瓦斯料ニ對シテ從量的ニ見テ課稅

スルト云フ行キ方モアルノデアリマスガ、ソレハ定額電燈ナドモアリマシテ、困難デ

アリマス關係上、支出課稅ニ致シマシテ、

使用シタ量ハ、大體ニ於テ支出金額ニ現ハ

レテ參ルノデアリマスカラ、簡單ニ支出金額ニ依ル課稅ヲスルコトニ致シタノデアリ

マス、一方免稅點ト云フモノヲ置キマシテ、

同ニ需要場所ニ於テ使用スル電氣ナリ瓦斯ナリノ料金ガ、一箇月三圓ニ満タナイ時ニ

ハ課稅シナイト云フコトニ相成ツテ居リマス、隨テ三圓以上ノ料金ヲ支拂フト云フコト

デアリマスナラバ、其ノ支出額ニ對シテ相

當ノ擔稅力ヲ認メテ課稅シヨウト云フ譯デ

アリマス、只今御尋ねノ中ノ前段、即チ課税最低料金ガ決メテアル爲ニ、電氣ヲ使ハナカツタケレドモ、三圓ヲ超ユルト云フヤウナ場合ニ於テハ課税スル建前デアリマス、サウ云フ場合ニ於テ課税最低限ガ三圓ヲ超シマスヤウナ家ハ、大體電燈ノ取付數ガ相當多ク、隨テ社會的通念カラ申シマシテモ、擔稅力ノアル階級ト認メラレマスノデ、一應免稅點ヲ置キマシタ以上ハ、而モ支出課税ニ致シマシタ以上ハ、課税最低限ヲ超エマスレバ、使用シナカツタコトニ對シマスル料金デアリマシテモ、課税ノ對象トルノハ已ムヲ得ナイカト思ツテ居ル次第デアリマス、後段ノ電氣、瓦斯ノ消費規正ガ行ハレタ、其ノ場合ニ於テ一定ノ消費規正デ定メラレタ量ヲ超エテ使用スル場合ニ、加算料金ガ徵收サレルノデアリマスガ、其ノ加算料金マデ拂ツテ使用スルト云フコトニナレバ、ヤハリ先程カラ申上ゲマシタ通り、今回ノ課税ガ支出能力ニ擔稅力ヲ認メテ居リマスルノデ、ソレダケノ支出ガ出来ルナラバ、十分ノ一ノ稅ハ負擔シテ戴キタイ、斯ウ云フ趣旨デ出來テ居リマス、此ノ稅ノ課税ニ依ツテ、一方出來ルダケ消費ノ節約ヲスルト云フ效果モソコニアルカト思ツテ居リマス

稅ハ總所得金額五千圓以下ナル場合ハ全部免除ニナル、一万圓以下ナル時ハ十分ノ五、一万圓以上ナル時ハ十分ノ二、營業稅ハ純益金ガ三千圓以下ナル時ハ當該營業稅額ノ全部、八千圓以下ナル時ハ十分ノ五、八千圓以上ナル時ハ十分ノ二、斯ウ云フコトニナツテ居ル、ソコデ御尋ネシタインハ、昭和十七年、十八年ニ限ツタノハドウ云フ譯デアルカ、他ニハ斯ウ云フノヲ見ナイヤウデスガ、現ニ限ツテアリマス  
モウ一點ハ、所得稅デ言ヒマスレバ、四千九百九十九圓マデハ全免ニナルガ、五千圓ヲ超エレバ、五千一圓デモ五千十圓デモ十分ノ五ニナツテシマフ、九割五分マデ出サナケレバナラヌ、分界點ガ不公平デアリマス、營業稅デモ同ジコトデアリマス、二千九百九十九圓ダト全免ニナル、ソレガ三千圓ヲ一圓デモ超エルト十分ノ五ニナツテシマフ、九割五分出サナケレバナラヌ、斯ウ云フヤウニナルヤウニ解釋出來マスガ、私ノ解釋違ヒデセウカ、ドウ云フ關係デアリマスカ

前年々實績ニ依ツテ課稅ヲ受ケル、斯ウ云  
フコトニナツテ居ルノデアリマス、稅法上  
實績課稅ヲ採リマシタ以上、課稅ノ方法ト  
シテハ、ソレハ理窟ガアル譯デアリマスケ  
レドモ、現ニ營業ヲ廢止シテ、營業カラ上  
ガル所得若シクヘ純益ノナイ場合ニ、實績課  
稅ノ理論ヲ貫イテ課稅ヲ受ケマスコトハ中  
中苦痛デアリマス、其ノ點ヲ考ヘマシテ企業  
合同ヲ濫ツテ居ル、斯ウ云フ場合ガゴザイ  
マスノデ、企業合同ヲ促進スル爲ニ、昨年  
中廢メマシタ者、ソレカラ今年一杯ニ廢メ  
マシタ者ニ付テハ課稅ヲ見合ハセルト云フ  
ノガ、昭和十七年分ノ課稅ト十八年分ノ課  
稅ニ付テ輕減免除スルコトニシタ譯デアリ  
マス、之ヲ又無制限ニシテ置キマスト、ド  
ウモ何時デモ稅ヲ負ケテ貰フノダカラ、厭  
ナ企業合同ヲ無理ニヤル必要ハナイ、斯ウ  
云フコトニナリマシテ、企業合同ノ促進ノ  
妨ゲニモナル、ソコデ是ハ稅ノ方カラ云ヘ  
バ、課稅ハ差支ナイノデアルケレドモ、企  
業合同ヲ促進スルト云フ特別ノ理由カラ、  
稅ノ理窟ハ多少枉ゲテモ輕減スル措置ヲ講  
ズルノダカラ、期間ヲ限ツテ一應十七年分  
ト十八年分トヲ負ケル、即チ本年度一杯ニ  
轉廢業シタ者ダケニ恩典ヲ與ヘレバ宜イト  
存ジテ居ル次第デアリマス、尙ホ企業合同  
ガ、ソレニモ拘ラズ何等カノ理由デ運々ト  
シテ進マズ、來年ニ瓦ツテモサウ云フ者ガ  
出テ參ル、斯ウ云フヤウナ狀況デ、ドウシ  
テモ延バス必要ガアルト云フヤウナコトデ  
アレバ、其ノ時ニ考フベキデアツテ、一應  
ハサウ長イ期間ヲ認メルコトハ却ツテ斯ウ  
云フ趣旨ヲ達成スル所以デナイト考ヘマシ  
テ、限ツテ居ル譯デゴザイマス、ソレカラ

輕減免除ヲ致シマスル場合ニ付キマシテ  
ハ、大體此ノ免除ノ仕方ハ、災害被害者ニ  
對シマスル租稅減免ノヤリ方ト同一方法ニ  
於キマシテモ、所得ガ二千圓以下ナル時ニ  
ニハ所得稅ノ全部、五千圓以下ナル時ニハ  
五割、五千圓ヲ超エル時ハ二割ト云ツタヤ  
ウニ段階ヲ切ツテ全免、五割輕減、二割輕  
減ト云フヤウナヤリ方ヲヤツテ居リマス、  
ソコデ境目ノ所デ、區切りガ付クト云フコ  
トハ御說ノ通リデアリマスケレドモ、斯ウ云  
フモノハ大體粗刻ミニヤルト云フコトガ從來  
ノ慣例デモアリマスノデ、從來ノ慣例ニ倣ツ  
テ輕減案ヲ立テタヤウナ次第アリマス  
○岡本委員　モウ一言……中小商工業ノ轉  
廢業シタ者ニ對シテ、此ノ御處置ハ洵ニ御尤モ  
デゴザイマス、且ツ之ヲ成ベク促進スルガ  
爲ニ、十七年、十八年ニシタ、斯ウ云フ御  
答辯デ、御尤モデゴザイマスガ、中小商工業  
デナクトモ、時局ノ影響デ外ニモ斯ウ云  
フ者ガ幾ラモ出テ來ルト思フノデス、或ハ  
農林漁業ナドニ從事シテ居ル者、其ノ他自  
由職業ノ者トカ——兎ニ角農林漁業ニ從事  
シテ居ル者ニハ、物資ノ不足、「ガソリン」  
ノ不足、或ハ「ロープ」ガナイトカ云フ者ガ  
隨分出テ來テ居ルト思フ、ソレデ命令案ヲ  
見マスト、七割マデ減ツタ者ハ廢業ト認メ  
ル、斯ウ云フ命令案ノ内容デアリマス、是  
ハ中小商工業ノミナラズ、農林漁業、殊ニ  
木炭ハ焼イタモノノ、持ツテ來タクテモ「ガ  
ソリン」ガナクテ引出セヌト云フコトガアリ  
マス、斯ウ云フ者ニ對シテモヤハリ同ジヤ  
ウナ措置ヲナサツタラ宜イノヂヤナイカ、  
自由職業ニモ隨分アル、主人ガ亡クナツテ

俄力ニ收入ガ減ツテ來タ、理窟ハ昨年ノ實績デ取ルト云フノダカラ仕方ガアリマセヌケレドモ、實績デ取レバサウナリマスガ、實情ニ於テハ實ニ氣ノ毒ナモノダ、殆ド恩給ノミニ依ツテ一家ノ生活ヲシテ居ツタト云フ遺族ナドハ主人ガ亡クナツタガ爲ニ、俄カニ遺族扶助料デ半額ニナツテシマツタ、斯ウ云フ氣ノ毒ナモノモ隨分アルト思フ、又醫者トカ、辯護士トカ云フ自由職業デモ、主人ガ亡クナツタガ爲ニ俄カニ收入ガナクナツタト云フヤウナ、隨分氣ノ毒ナモノガアル、是ハ時局ノ影響デハアリマセヌ、時局ノ影響或ハ其ノ外ニモ依ツテ居ルノデアリマスガ、五割以上減ツテ居ルモノモアリ、或ハ七割以上減ツテ居ルモノモアリ、色々アリマセウガ、是等ニ對シテモサウ云フコトヲナサルノガ適當デハナイカト思ヒマス、此ノ點如何デセウカ御伺ヒ致シマス○松隈政府委員 臨時租稅措置法ニ於キマシテ、轉廢業者ノ所得稅、營業稅ニ付キマシテ輕減免除スル規定ヲ置キマシタノハ、先程申上ゲマシタヤウニ行政官廳ノ指導若クハ斡旋ニ依ツテ、營業ヲ廢止シタ、其ノ場合ニ於テ色々減免シテ居リマシテ、ホンノ僅カノ部分ヲ廢メタト云フダケデ、直グ此ノ恩典ニ與カルト云フノハ如何カト思フ、大部分ノ營業ヲ廢メタト云フ場合ニ恩典ヲ與ヘルノガ適當ト認ヌルノデアリマス、ソレカノ大部分ト云フノハドノ程度カト云フコトハハツキリ致シマセヌノデ、大體命令デ七割程度ト決メタイ積リデアリマス、ソレカラ商業デアラウト工業デアラウト勿論此ノ大キナモノデアリマシテモ、輕減割合ハ少イケレドモ、一應此ノ適用ハ受ケル譯デア

リマス、ソレカラ水産業トカ、林産業トカ云ツタヤウナ自然産業方面ノ業態ガ入ルカドウカト云フコトハ、行政官廳ガサウ云フ計畫ヲ立テカドウカ、行政官廳ガ其ノ計畫ヲ立テテ、其ノ指導幹旋ニ依ツテ此ノ營業ハ此ノ程度ニ合同整理ヲスル必要ガアル、斯ウ云フ所カラ出發シタモノニ限ルノデアリマシテ、時局ノ影響ニ依リマシテ商業ガ不振ニナツタカラ廢メタトカ、或ハ個人的ニ申シテ勵キ盛リノ主人ガ亡クナツタカラ營業ガ振ハナクナツテ廢メタト云フヤウナモノハ、之ニ入ラナイコトニナツテ居ルノデアリマス、其ノ場合ニ於キマシテ、課稅上困難ヲ生ズルト云フコトノ救濟規定ハ所得稅法ノ第七十五條等ノ規定ガゴザイマスルノデ、ソレノ運用ニ俟ツ外ナイノデアリマス、是ハ企業ノ整理合同計畫ニ依ツテ生ジタモノ、斯ウ云フコトデ適用シテ參リタ伊ト考ヘテ居リマス○勝委員長 一寸岡本君ニ御相談デスガ、餘り遲クナリマスノデ、若シ御質問ガ續クヤウナラ午後ニ御願ヒシタイト思ヒマス、尙ホ此ノ際一寸申上ゲテ置キマスガ、大藏大臣ハ明朝ノ十時カラ成ベク出席致シマスト云フコトデゴザイマシタ、併シ萬已ムヲ得ナイ場合ニハ又御斷リシナケレバナラヌカモ知レナイカラ、ソレハ含ンデ置イテ吳レトノコトデアリマス、ソレデ一應大藏大臣ニ質問シタイト云フ御考ヘノ方ヘ、腹案ヲ準備シテ明朝御出席下サルヤウニ御願ヒ致シマス、サウ致シマスト、他ノ方ノ質問ハ取止メ大藏大臣ニ對スル質問ダケヲ選リ抜イテ、一回デ濟マナケレバ又更ニヤルト云フコトニシテ、明朝ノ十時カラ始メタイ

ト云フ積リデアリマスカラ、左様御承知置キヲ願ヒマス、是デ休憩致シマシテ、午後一時半カラ再開致シマス

午後零時二十四分休憩

午後一時四十七分開議

○勝委員長 會議ヲ開キマス、本日ハ是ニテ散會致シマス、明日午前十時ヨリ會議ヲ開キマス

午後一時四十八分散會

昭和十七年一月二十六日印刷

昭和十七年一月二十七日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局